

後期高齢者医療制度

2年度の保険料の軽減特例が見直されました

後期高齢者医療保険料は、一定の金額を負担する「均等割額」と前年の所得に応じた負担する「所得割額」を合計した額を被保険者一人ひとりに納めていただくものです。同保険料は、世帯の所得水準に応じて軽減されますが、制度の持続性を高め、世代間・世代内の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、2年度の軽減特例が次の通り見直されました。

均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計

表1 均等割額の軽減割合

総所得金額等の合計額	2年度軽減割合
33万円以下(被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	7割
33万円以下で上記以外	7.75割
33万円+(28.5万円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象になります。
※世帯の判定は、当該年度の4月1日時点(年度の途中で制度の対象になった場合は資格取得日)で行います。

表2 所得割額の軽減割合
(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

賦課のもととなる所得金額	2年度軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

表3 被扶養者軽減
(均等割額の軽減割合)

加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
5割軽減	軽減なし

した額(※1)を基に均等割額を軽減します。65歳以上の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します(表1参照)。

(※1)総所得金額等を合計した額Ⅱ前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額の合計(退職所得を除く)。事業専従者控除、譲渡所得の特別控除がある場合は、均等割額の軽減判定額の算出の際に必

要経費として算入、または控除しません

所得割額の軽減

所得が基準額を超えない被保険者は、所得割額が軽減されます(左上表2参照)。

被扶養者軽減

後期高齢者医療制度の対象になった日の前日まで会社の健康保険(国保・国保組合を除く)などの被扶養者だった方は、均等割額が軽減され、当面の間、所得割額は掛かりません(左上表3参照)。

【被扶養者軽減の期間】均等割額は、制度加入から2年を経過する月まで軽減されます※低所得者による均等割額の軽減(上表1参照)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。詳しくは保険年金課高齢者医療係☎470・7846へ。

後期高齢者医療制度2・3年度の保険料の料率などが見直されました

保険料負担と医療費適正化について

東京都後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」)議会で、2・3年度の後期高齢者医療保険料(以下、「保険料」)の料率や軽減措置などが決まりました。

2年度の保険料は、均等割額Ⅱ4万4100円、所得割率Ⅱ8・72%、賦課限度額Ⅱ64万円です。2年度の年間保険料額は、7月に広域連合長が決定し、同月中旬に市から「決定通知書兼納付(納入)通知書」を発送します。今号では、2年度の保険料計算の一例(下表参照)と、保険料負担と医療費適正化の關係について説明します。制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

保険料負担と医療費適正化

保険診療の医療費(総額が1万円の場合、自己負担の割合が1割の方は医療機関などの窓口で1000円を負担し、残りの9000円は「医療給付費」として広域連合が医療機関などに支払います。

この「医療給付費」の財源は、①国・都・広域連合を構成する都内62区市町村が負担する公費が約5割②各医療保険(国保、健保など)に加入する現役世代の保険料で負担する後期高齢者支援金が約4割③被保険者の方が負担する保険料が約1割のそれぞれ5対4対1の割合で構成されています。

保険料計算の一例(年額)			
単身世帯(被保険者で、世帯主)の例			
例	収入などの状況	保険料額	軽減
1	年金収入80万円	1万3,200円	有
2	年金収入150万円	9,900円	有
3	年金収入200万円	7万6,200円	有
4	年金収入300万円	17万2,200円	無

問い合わせ先

制度のことは、「広域連合

夫婦2人世帯(2人とも被保険者で、本人が世帯主)の例

例	世帯構成	収入などの状況	対象者	保険料額	軽減
1	本人(世帯主)	年金収入80万円	本人分	1万3,200円	有
	配偶者	年金収入80万円	配偶者分	1万3,200円	有
2	本人(世帯主)	年金収入150万円	本人分	9,900円	有
	配偶者	年金収入80万円	配偶者分	9,900円	有
3	本人(世帯主)	年金収入200万円	本人分	6万3,000円	有
	配偶者	年金収入80万円	配偶者分	2万2,000円	有

夫婦と子の世帯 (夫婦が被保険者で、子が現役世代の世帯主)の例

世帯構成	収入などの状況	対象者	保険料額	軽減
本人	年金収入80万円	本人分	4万4,100円	無
配偶者	年金収入80万円	配偶者分	4万4,100円	無
子(世帯主)	給与収入300万円	-	-	-

います。広域連合と構成区市町村では、「医療給付費」の増加を抑制するため、ジェネリック医薬品の利用促進事業など、医療費適正化に向けた取り組みを行っています。「医療給付費」の増加抑制は、保険料の負担抑制にもつながります。ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせセンター」☎0570・086・519(IP電話・PHSの方は☎03・3222・4496)、ファクス(0570・086・075)または広域連合ホームページ「東京いきいきネット」(<http://www.tokyo-ikinet.net>)をご覧ください。個別の相談は市保険年金課高齢者医療係☎470・7846へ。

2年度国民健康保険税(国保税)の税率などが改定されます

～厳しい国保財政にご理解とご協力を～

国民健康保険(国保)は、病气やけがをしたときに、加入する皆さんが経済的負担を抑え、安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。国保制度は財源を国や都などの公費と加入者の皆さんから納めている国保税によって支えられていますが、近年の急速な高齢化や医療技術の高度化などにより、極めて厳しい財政運営を強いられています。

しかし、市から都への納付金の支払いに要する財源の不足額は、税率改定前の時点で、約6億9000万円に上ることが見込まれました。財源の不足は国保税によって対応することが基本ですが、そのすべてを国保税の引き上げで補うと加入者の皆さんの多大な負担になることから、今年度は納付金の財源の補てんに国保税抑制分として一般会計繰入金(赤字繰り入れ)を約3億5000万円、国民健康保険事業運営基金(貯金)から5000万円を投入した上で、改定総額を約1億円と



しました。その結果、1人当たりの平均引き上げ額は約3581円となっています。ただし、保健事業などのその他の財源不足額への対応分を合わせた一般会計からの繰り入れ(赤字繰り入れ)総額は、約4億9000万円に上り、依然として非常に厳しい予算となっています。

国保税の算定方法

国保税は、負担能力に応じて算出される所得割と、受益者負担の観点から負担いただく均等割の合算により計算されます。

▼所得割Ⅱ課税年度の前年中における被保険者の所得に応じて計算

▼均等割Ⅱ世帯の被保険者

表 税率等改定表

	年度	所得割率	均等割額	課税限度額
医療分	平成31	4.90%	3万2,900円	61万円
	令和2	5.22%	3万4,300円	63万円
後期高齢者支援分	平成31	1.97%	1万2,700円	19万円
	令和2	2.03%	1万2,800円	
介護分	平成31	1.67%	1万4,000円	16万円
	令和2	1.77%	1万4,400円	17万円

資料 国民健康保険税計算例

例	世帯構成の例	収入などの状況	保険税額	軽減
			平成31年度→令和2年度	
1	68歳、1人で加入	年金収入150万円	1万3,600円→1万4,000円	7割
2	45歳、1人で加入	給与収入125万円	5万2,700円→5万4,900円	5割
3	68歳、65歳の夫婦で加入	年金収入265万円	14万9,800円→15万6,500円	2割
4	39歳、33歳、7歳の家族3人で加入	給与収入350万円	27万円→28万1,800円	-
5	45歳、40歳、10歳、7歳の家族4人で加入	給与収入500万円	47万7,500円→49万9,400円	-

※収入は1人として計算しています。

国保事業の健全運営に向けて

時代の変化に対応し、将来

数に応じて計算
2年度の変更点
▼課税限度額の引き上げⅡ
左表のとおり

▼総額約1億円の改定Ⅱ所得割率、均等割額および課税限度額の引き上げなどにより改定します

にわたって安定した国保事業の運営ができるように、国保税の税率などを改定しました。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。